

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月16日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年2月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 道下地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下野田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 寺浦下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 仲原地区	〃